

# 《 住み替え支援補助金 》

建設費または購入費が下記補助額の合計を下回る場合は、建設費または購入費が補助額となります。

## 新築住宅・建売住宅・中古住宅

※ 工事完成後または購入後、居住してから申請してください。

申請期限は、不動産登記の登記月日から1年以内です。



■ 対象住宅 登記が完了した一戸建ての住宅または併用住宅（未登記物件は対象外）

■ 対象者 自らが居住するために、新築住宅を建設もしくは購入または中古住宅を購入した**所有者**で市税の滞納がない方



※ **所有者**：建物登記簿の権利部(甲区)に記載されている者

## 『 子育て支援補助金 』



■ 対象者 申請年度において満18歳以下の方を扶養する世帯（子育て世帯）及び子どもがいない夫婦で、共に満40歳以下の世帯（若年夫婦世帯）の方

■ 補助額

- ・子育て世帯 10万円（第2子以降、1人につき 10万円を加算）
- ・若年夫婦世帯 10万円

## 『 同居近居促進補助金 』

■ 対象者 親世帯と子育て世帯・若年夫婦世帯が同居（同一住宅に居住）または近居（同一小学校区または市内の直線2km以内に居住）する世帯の方

■ 補助額

- |     |         |         |
|-----|---------|---------|
| ・新築 | 同居：30万円 | 近居：10万円 |
| ・購入 | 同居：20万円 | 近居：5万円  |



## 『 移住促進補助金 』



■ 対象者 砂川市以外の市町村に居住していた方で、交付申請日において、砂川市に転入し、住民基本台帳に登録されている方

■ 補助額 20万円

## 『 医療・介護従事者移住定住促進補助金 』

令和3年度新設

■ 対象者 砂川市内の医療機関、介護サービス事業所、介護施設等に勤務する医療及び介護従事者

■ 補助額 10万円

